

給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書記載の注意点

1. 『給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書』の提出が必要な場合

この届出書は、大田市長に提出した給与支払報告書に記載された人で、4月1日現在において、給与の支払を受けなくなった人がある場合に4月15日までに大田市長に提出してください。

2. 『特別徴収に係る給与所得者異動届出書』の提出が必要な場合

この届出書は、給与の支払を受けている人で、特別徴収税額のある人が給与の支払を受けなくなった場合に、その受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに、大田市長に提出してください。ただし、支払いを受けなくなった日が4月2日から5月31日までの間である場合は、従来までに納入している特別徴収税額については翌月の10日までに、新年度分の特別徴収税額については特別徴収の税額の通知のあった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。

3. 『個人番号又は法人番号』、『個人番号』もご記入ください。

4. 『宛名番号』欄には、これらの届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された宛名番号を記載してください。

5. 『住所』欄には、異動後の住所を記載してください。異動後の住所が不明のときは、給与の支払いを受けなくなった当時の住所を記載してください。

6. 『異動後の未徴収税額の徴収』欄には、次の要領により記載してください。

- (1) 給与の支払いを受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、『特別徴収継続』を○で囲んでください。
- (2) 退職後5月31日までに支払われる給与、又は退職手当等から未徴収税額を一括徴収する場合には、『一括徴収』を○で囲んでください。
- (3) (1)又は(2)に該当しない場合には、『普通徴収』を○で囲み、その理由を次の中から選んでその番号を『(理由)』欄に記載してください。

(注…次の①から③までの理由に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の希望がある場合を除き、特別徴収義務者は、必ず一括徴収しなければなりません。)

① 異動が6月1日から12月31日の間で、一括徴収の申出がないため。

② 退職後5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額以下であるため。

③ 死亡による退職であるため。

7. 『退職時までの給与支払額』欄には、退職により給与の支払いを受けなくなった場合に、その年の1月1日から退職時までに支払いの確定した給与の額を記載してください。

『控除社会保険料』の欄には、退職時までに給与から控除した社会保険料の額を記載してください。

8. 『徴収予定月日』欄には、一括徴収の対象となる給与、又は退職手当等の支給月日を記載してください。

9. 『徴収予定額』欄には、徴収予定月日ごとの徴収予定額（退職者の申出額又は一括徴収予定額を、給与又は退職手当等のそれぞれの額によって案分した額）を記載してください。

10. ※印の欄は、記載しないでください。